

## 山口県公安委員会規則等の公布に関する規則

昭和32年6月25日

公安委員会規則第2号

第1条 山口県公安委員会が公布し、又は公示するものは、次のとおりとする。

- (1) 山口県公安委員会規則
- (2) 山口県公安委員会規程
- (3) 山口県公安委員会告示

第2条 前条の規則、規程及び告示の公布又は公示は、山口県報に登載して行う。ただし、天災地変その他特別の理由により山口県報に登載して公布し、又は公示することができないときは、山口県警察本部前に掲示して行う。